

留守家庭児童会のサービス向上等に向けたサウンディング型市場調査募集要項

1 調査の目的

児童福祉法第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業について、本市では、公設公営及び民設民営の留守家庭児童会（以下「児童会」という。）として実施していますが、近年の児童会の入会児童数の増加や、保護者が求めるニーズの多様化に対応するため、官民連携による魅力ある放課後児童健全育成事業を展開することの必要性が高まっています。

今回の調査は、本市の事業運営についての現状や課題等を知っていただき、本市のこども・子育て支援事業計画の実現、国が運用する子ども・子育て支援交付金の内容を踏まえた上で、民間事業者との対話を通じ、本事業の効率的な運営やサービス向上などの検討を進めるため実施するものです。

2 児童会の概要

(1) 実施場所

児童会名	施設 類型	所在地
廿日市児童会	公立	本町2番13号（廿日市小学校内）
平良児童会	公立	陽光台一丁目4番地1（平良小学校内）
原児童会	公立	原433番地（原小学校内）
宮内児童会	公立	宮内1518番地（宮内小学校内）
地御前児童会	公立	地御前四丁目3番1号（地御前小学校内）
佐方児童会	公立	佐方10番地1（佐方小学校内）
阿品台東児童会	公立	阿品台東2番1号（阿品台東小学校内）
阿品台西児童会	公立	阿品台西1番1号（阿品台西小学校内）
金剛寺児童会	公立	地御前二丁目22番1号（金剛寺小学校内）
宮園児童会	公立	宮園一丁目1番地2（宮園小学校内）
四季が丘児童会	公立	四季が丘八丁目1番地1（四季が丘小学校内）
友和児童会	公立	友田30番地1（友和小学校内）
津田児童会	公立	津田2740番地（津田小学校内）
大野東児童会	公立	大野840番地6（大野東小学校内）
大野西児童会	公立	大野原四丁目2番60号（大野西小学校内）
宮島児童会	公立	宮島町779番地2（宮島小学校内）
吉和児童会	公立	吉和1555番地1（吉和小学校内）
にこにこアフタースクール串戸	民間	串戸二丁目3番15号
つきのひかりキッズクラブ	民間	大野647番地1
にこにこアフタースクールまるくる大野	民間	大野1328番地（まるくる大野2階）
さつき児童会	民間	平良山手11番47号（みやうち廿日市駅前ビル2階）

(2) 事業運営の内容

(令和7年10月1日現在通年)

児童会名	定員 (人)	入会数 (人)	利用率平均 (%)	開所時間
1. 廿日市	130	227	61.6	平日：放課後～18:30 土曜日等：8:30～18:30 ※長期休業は希望者は8:00～受け入れ可
2. 平良	80	186	62.2	
3. 原	40	32	69.8	
4. 宮内	120	186	65.5	
5. 地御前	80	155	62.9	
6. 佐方	100	201	60.7	
7. 阿品台東	60	87	65.0	
8. 阿品台西	80	181	64.7	
9. 金剛寺	40	87	59.2	
10. 宮園	60	92	68.2	
11. 四季が丘	100	82	55.0	
12. 友和	60	45	68.5	
13. 津田	60	15	58.7	
14. 大野東	170	282	59.8	
15. 大野西	170	203	62.1	
16. 宮島	60	49	59.2	
17. 吉和	17	16	72.4	
にこにこアフタース クール串戸	58	56	—	平日：放課後～19:30 土曜日等：7:30～19:30
つきのひかりキッズ クラブ	59	82	—	平日：放課後～19:00 土曜日等：8:00～19:00
にこにこアフタース クールまるくる大野	40	61	—	平日：放課後～19:30 土曜日等：7:30～19:30
さつき児童会	40	54	—	平日：放課後～19:00 土曜日等：8:00～19:00

3 調査の概要

(1) 調査の名称

留守家庭児童会のサービス向上等に向けたサウンディング型市場調査

(2) 調査の対象者

調査の対象者は、事業の実施主体となる意向を有する民間事業者又はNPO法人（以下「法

人等」という。)若しくは複数の法人等が構成するグループ(以下「グループ」という。)で、次に掲げる項目すべてを満たすことを条件とします。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 参加申込書提出時点で、廿日市市の指名除外を受けていないこと。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154条)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続き中ではないこと。
- ④ 市税及び法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準じる者でないこと。

(3) 調査(対話)の内容

主に次の対話項目について、自らが実施主体になることを前提として、実現可能なご意見やご提案をお願いします。

- ① 本市17小学校内に設置している児童会について公設民営の事業形態により、放課後児童健全育成事業に参入する意欲や算入する場合の課題及び市に求める支援内容等
- ② サービス向上のための提案
 - ア 民間事業者としてのサービス内容
 - イ 市の課題への対応
 - ・労働力の確保
応募者のニーズと職員配置が必要な地域が合致しない。高齢化等による離職
 - ・職員の資質向上
研修内容の充実と職員が研修を受講しやすい環境整備
 - ・職員のストレスケア
来会者や保護者対応による職員の精神的疲弊の緩和
 - ・こどもの居場所の確保
放課後子ども教室や児童会受入れ学年の拡大、児童会利用者と一般来館者とが共存できる施設運営(児童館運営含む)
 - ウ 市との役割分担について(民間事業者は事業運営のみ実施し施設管理は市が行う等、対応可能な児童会、対応可能地域など)
 - エ 想定される事業経費について
 - オ 施設の運営形態(指定管理者制度、業務委託等)について

4 調査の流れ

(1) 全体スケジュール

内容	日程
募集要項の公表	令和7年10月24日（金）
対話参加の申込み期限	令和7年11月7日（金）
対話の実施	令和7年11月17日（月） ～令和7年11月28日（金）
対話の概要の公表	令和7年12月下旬以降

(2) 対話参加の申込み

- ① 別紙「市場調査参加申込書」に必要事項を記入の上、令和7年11月7日（金）17時までに「受付窓口」にメールで提出してください。
- ② メールの件名は、「【市場調査】対話申し込み（事業者名）」としてください。

(3) 対話の実施及び進め方

対話は、事業者の創意工夫やノウハウを保護するため、個別に実施します。日時等については別途調整の後、連絡します。対話のために必要な資料がある場合は、持参してください。

① 3-(3)に対する提案

② その他

- ・ 業務期間について
- ・ 対象業務の範囲について
- ・ 受託にかかる必要準備期間（業務開始準備、人員確保等）について

※ 参加者から実施事例等を交えてご説明いただき、その上で、市担当者より質問をさせていただきます。その際、お答えいただけない内容があっても問題ございません。（1者：60分程度）

(4) 対話結果の概要の公表

対話の結果については、概要を廿日市市ホームページで公表します。また、公表にあたっては、参加者名や事業者のノウハウに係る事項は公表しません。

5 留意事項

(1) 参加の扱い

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。

(2) 対話に関する費用

対話への参加に要する費用は、参加者の負担とします。

(3) 説明資料等

持参された説明資料については、返却しません。

また、事業実施の検討以外の目的で、使用しません。

6 受付窓口

廿日市市健康福祉部こども課 （担当：山口・仲山）

所在地：〒738-8512 広島県廿日市市新宮一丁目 13 番 1 号

電話：0829-30-9130

FAX：0829-30-9131

E-mail：kodomo アットマーク city.hatsukaichi.lg.jp

※アットマークを@に変えて送信してください（スパムメール対策）